

第1日

平成28年8月31日（水）

午前10時零分開会

○議長（浅尾静二君） 皆さん、おはようございます。

これより平成28年第3回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から9月23日までの24日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月23日までの24日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

13番村上百合子議員

14番梶原康嗣議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から報告5件、議案21件の送付を受けたほか、請願書1件を受理いたしました。

これらを一括上程し、まず市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成28年第3回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会には、報告について5件、専決処分について1件、決算の認定について10件、利益の処分及び決算の認定について2件、補正予算について3件、条例の制定について1件、財産の取得について2件、市道路線の廃止及び認定について各1件、合計26件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第14号から報告第18号までについて説明申し上げます。

報告第14号専決処分の報告につきましては、市道上の事故による損害賠償について、報告第15号専決処分の報告につきましては、訴訟事件の和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げます。

報告第16号平成27年度朝倉市健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資本不足比率を報告申し上げるものであります。

健全化判断比率が早期健全化基準を上回る場合は財政健全化計画を、資金不足比率が経営健全化基準を上回る場合は経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て、財政の早期健全化を図らなければならないものとなっております。

なお、本市の平成27年度決算に係る比率は、いずれも当該基準を下回っております。

報告第17号平成27年度甘木鉄道株式会社の決算について及び報告第18号平成28年度甘木鉄道株式会社の事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、甘木鉄道株式会社の経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

次に、第70号議案朝倉市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が平成28年7月1日に公布され、平成28年8月1日から施行されること等に伴い、朝倉市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、第71号議案から第80号議案までにつきましては、平成27年度の一般会計及び特別会計の決算の認定に関する議案であります。地方自治法第233条第1項の規定に基づき提出された決算及び決算に関する書類に監査委員の審査意見及び主要な施策の成果を説明する書類等を添え、同条第3項の規定により、議会の認定に付するものであります。

第81号議案及び第82号議案につきましては、平成27年度の朝倉市工業用水道事業及び朝倉市水道事業の決算を調製いたしましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を添えて議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定により、利益の処分について議会の議決を求めるものであります。

次に、補正予算3件について説明申し上げます。

第83号議案平成28年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）につきましては、災害復旧経費、情報セキュリティ強化対策事業費、B型肝炎の予防接種事業費等に5億465万4,000円を追加し、予算総額を320億7,565万4,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、情報セキュリティ強化対策事業費、甘木鉄道機能向上調査事業負担金、平成27年度決算に伴う繰越金等を減債基金、小石原川ダム水源地域整備基金及び地域振興基金へ積み立てる経費に3億2,081万5,000円を計上いたしました。

民生費では、杷木、金川学童保育所整備設計経費、介護事業者が導入する備品等に対する補助金等として331万8,000円を計上いたしました。

衛生費では、B型肝炎の予防接種事業費及び社会保障・税番号制度対応システム改修事

業費に697万1,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、県営両筑平野かんがい排水二期事業の両筑第3地区調査経費のための負担金125万円を計上いたしました。

災害復旧費では、道路・河川農林業施設等の災害復旧経費として、1億7,230万円を計上いたしました。

次に、歳入の内容ですが、歳出に伴う財源といたしまして、地方交付税1,597万4,000円、分担金1,480万円、国庫支出金1,891万2,000円、県支出金3,126万5,000円、繰入金524万9,000円、繰越金3億7,758万4,000円及び市債4,087万円を計上いたしました。

第84号議案平成28年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業勘定において、国庫補助金の受け入れに伴う財源組み替えについて補正するものです。

第85号議案平成28年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険事業勘定において、前年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う支払基金、国及び県への返還金並びに平成27年度決算に伴い、介護給付費準備基金へ積み立てる経費について補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ8,279万1,000円を追加し、予算総額を57億8,494万円といたしました。

次に、第86号議案朝倉市災害派遣手当等の支給に関する条例の制定につきましては、災害対策基本法等に基づき、朝倉市に派遣された職員に対し、災害派遣手当等を支給することとしたいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第87号議案財産の取得につきましては、消防ポンプ自動車を取得するため、第88号議案財産の取得につきましては、杷木統合新設小学校給食厨房機器を取得するため、指名競争入札により購入の相手方を定めましたが、その者から購入するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第89号議案市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、第90号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上、重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決等いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中、人事案件につきまして追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げます、御了承いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(浅尾静二君) 補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長(鶴田 浩君) 報告第16号平成27年度朝倉市健全化判断比率等の報告のくだりでございます。

資本不足比率と市長が申しましたけれども、正しくは、資金不足比率でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(浅尾静二君) ほかになれば、以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案の質疑は、9月7日の本会議において行います。

次に、請願書について紹介議員の説明を求めます。11番大庭きみ子議員。

(11番大庭きみ子君登壇)

○11番(大庭きみ子君) 皆様、おはようございます。11番大庭きみ子です。

28請願第1号の少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1の復元にかかわる意見書の提出を求める請願書について趣旨説明を行います。

これからの日本の将来を担い、安全で安心な社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であります。しかし、子どもたちを取り巻く家庭環境や社会状況は年々厳しくなってきました。子どもの貧困問題やいじめや不登校の子どもたちもふえており、また、日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応など、支援が必要な子どもたちもふえています。

一人一人の子どもに対するきめ細やかな対応が必要であり、どの子どもも格差なく、学びの質を高めていくためには、教育環境をよりよくしていかなければなりません。複雑で深刻化してくるさまざまな問題や課題を解決していくために、少人数教育の推進や教職員の定数改善が必要であります。

しかし、現実では、それと相反して三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国の負担が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政が圧迫され、非正規教職員もふえてきています。

また、自治体の独自財源によって、教員の定数措置をされているところもありますが、子どもたちは全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることは、憲法上、保障されていなければなりません。子どもの学ぶ意欲や主体的な取り組みを引き出す教育の役割は大変重要であり、そのための条件整備は不可欠であります。

昨年も満場一致で意見書を採択していただき、国会に提出していただきましたが、継続した取り組みが必要であります。これからの未来を担っていく子どもたちの学びを保障し、教育環境をよりよいものにしていくために、ことしも少人数学級推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関する意見書に御賛同賜り、本議会から国会へ意見書を提出していただきますようによろしくお願いいたします。

(11番大庭きみ子君降壇)

○議長（浅尾静二君） 以上で、紹介議員の説明は終わりました。

お諮りいたします。

第71号議案については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

それでは、ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く17名の皆さんを指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました17名の皆さんを決算審査特別委員に選任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、9月5日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時17分散会